

令和 4 年度保安統括者会議（令和 4 年 7 月 1 4 日）配布資料

（参考）

令和 4 年 6 月 3 0 日

熱中症予防対策の実施について

中部近畿産業保安監督部鉱山保安課

鉱害防止課

近年、気候変動の影響等もあり熱中症による救急搬送人員数や死亡者数が増加しており、社会全体で大きな課題となっています。

鉱山における露天採掘場、鉱物置場、集積場等(以下、露天採掘場等という。)においては、炎天下の高温・多湿な中での作業が避けられません。

また、選鉱場、製錬場、か焼場等(以下、選鉱場等という。)においては、輻射熱にさらされたり、高温設備に近接するなど過酷な環境下での作業が発生します。

各鉱山におかれましては、以下を参考として熱中症予防対策を適切に実施し、鉱山労働者の安全を確保していただくようお願いいたします。

なお、令和 4 年についても、引き続き、職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を行う中で、熱中症予防対策を講ずべきことに留意が必要です。

1. 熱中症予防対策の基本事項

- (1) 事前に高温注意情報等を確認し、熱中症の発生が予想される場合には、できる限り単独作業を避けるとともに、連続作業時間を短縮し、休息時間を多めにとるなど適切な措置をとること。

また、露天採掘場等では、気象条件によっては一時的に作業を中止することを含めて作業体制の見直しを図ること。

- (2) 作業者に睡眠不足、体調不良、発熱、下痢等の症状がみられる場合は、適切な熱中症の予防対策等を指導するとともに、その症状が顕著な場合は、医療機関の受診、自宅等での静養、作業内容の変更等の指示を行うこと。
- (3) 朝礼等の際に熱中症に関する注意喚起を行うとともに、スポーツドリンク、経口補水液、塩飴等を事前に準備し、作業者に水分及び塩分を定期的に摂取させ、作業者同士で声を掛け合い相互に健康状態を留意させること。

2. その他具体的な実施事項

- (1) 作業環境の改善

① 露天採掘場等では、直射日光を遮る屋根の設置、空調が整った涼しい休息場所等を

場内にできる限り確保すること。

また、選鉱場等では、スポットクーラー、大型扇風機又は熱遮へい物の設置等、作業環境の改善を図ること。

- ② 作業者には、通気性の良い作業服を着用させること。

また、作業者には、できるだけ汗の蒸発を助ける吸水性・速乾性に優れた素材の肌着を着用するよう指導すること。

(2) 健康管理

- ① 作業者が高血糖、高血圧、動脈硬化等の疾患を有する場合、熱中症の発症が高まる恐れがあることから、作業の可否、作業時の留意事項等について産業医等の意見を聴き、必要に応じて従事する作業の転換等を行うこと。

また、高齢者については、特に疾患を有しなくとも熱中症発症の可能性が高いため、予防に関して十分な配慮を行うこと。

- ② 高温・多湿場所等の環境に慣れない作業者に対しては、作業時間を徐々に増やすなど過酷な環境に順化する期間を設ける等の配慮をすること。
- ③ 粉じん対策等の観点からマスクを着用させる場合は、心拍数、呼吸数、血中二酸化炭素濃度が上昇するなど身体に負担がかかることがあるため、負荷の強い作業を避けるとともに、マスクを着用することで作業者がのどの渇きを自覚しないこともあるため水分補給をこまめに行わせる。

(3) 保安教育

作業管理者及び作業者に対して、次の点について重点的に保安教育を行うこと。

- ① 自覚症状に関わらない水分及び塩分の摂取の必要性
- ② 日常の健康管理の徹底
- ③ 熱中症発症の兆候の把握
- ④ 緊急時の救急処置及び連絡体制

(4) 救急措置

作業者に熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、周囲と十分距離をとったうえマスクを一時的にはずし、涼しい場所で身体を冷やし水分及び塩分を摂取させ休憩させること。

また、必要に応じ救急車を要請し、又は医師の診察を受けさせること。